

第 2 1 回町田市農業委員会総会議事録

(2 0 2 0 年 1 1 月 2 4 日)

- 議 長 ただ今から、第 2 1 回 町田市農業委員会総会を開会いたします。
本日の署名委員は 2 番・大澤委員、4 番・横田委員を指名致します。
それでは議案の審議に入ります。
日程第 1、議案第 4 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。
別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。
- 事務局課長 (3 件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)
- 議 長 暫時、休憩いたします。
(休 憩)
- 議 長 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願い致します。
- 大澤委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
細野委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
小野委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
- 議 長 ありがとうございます。議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。
これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決します。
続いて日程第 2、議案第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。
別紙につきましては、事務局長より内容の説明をいたさせます。
- 事務局課長 (2 件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
- 議 長 事務局担当者より農地法第 3 条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

- 事務局 (農地法第 3 条について概要説明)
議長 暫時、休憩いたします。
(休 憩)
- 議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。
- 小林委員 (申請農地の耕作の状況等報告)
議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。
これより採決に入ります。本議案のとおり、許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決めます。
続いて日程第 3、議案第 4 6 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」別紙により上程いたします。
別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。
- 事務局課長 (申請者、賃貸借等の設定について説明)
議長 事務局担当者より事業計画決定の流れや事案の詳細について説明をいたさせます。
- 事務局 (事業計画決定の流れ等について概要説明)
議長 暫時、休憩いたします。
(休 憩)
- 議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。
地区の担当委員である大澤委員から報告をお願いします。
- 大澤委員 (申請の経緯を説明)
借受人についてですが、植木に関しては長年本業でやられていてかなり詳しいです。野菜については厚木で援農の経験があり、ある程度の知識をお持ちのようです。今後は J A の直売所や薬師池の四季彩の杜にも少しずつ出荷したいとお考えのようです。貸付人の自宅が畑の隣にあり、毎日巡回に行ける環境ですので、問題ないと感じました。
- 議長 1 1 月 1 3 日に生産緑地対策委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。
- 土方委員 1 1 月 1 3 日に第 2 回生産緑地対策委員会を開催しました。借

受け農地がかなり広く、作付け計画が大根と白菜が1500㎡、植木・中木が5000㎡とかなり面積があり、大丈夫なのかという意見がありました。植木に従事している横田委員等に意見を聞きながら話し合いました。借受人は厚木でも経験があることから大丈夫ではないかとの結論です。ただ5年契約のため、5年後にこの広い農地を返されたらどうするのか心配がありますが、JAに相談しながら進めていくということでしたので、対策委員会では委員の皆さんの承認をいただきました。以上でございます。

議長 報告ありがとうございました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

中嶋委員 貸付人〇〇さんについては、相続登記は終わっているのですか。
事務局 ●●さんから△△さんへ一度相続があり、その後△△さんもお亡くなりになったため、△△さんから〇〇さんへの相続になりました。所有権移転も済んでいて、登記も終わっています。

議長 他に質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法4条5件、5条12件、納税猶予に関する適格者証明書0件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書9件）
報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について0件）

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。